

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [派遣労働](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

派遣労働

29 派遣労働

Q 私どもの会社は、製造業を営んでおり、製造ラインに派遣労働者を入れようと考えていますが、法的問題点について教えてください。

- P O I N T**
- 認められる労働者派遣は、平成11年の労働者派遣法の改正でネガティブ・リスト方式により緩和されました。
 - 物の製造業務への労働者派遣も認められています。
 - 派遣期間を超えると派遣労働者を雇用する義務が発生します。

A 1. 派遣労働の定義
労働者派遣は、労働者派遣法によると「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする」と定義されています（第2条）。つまり、派遣労働者は、雇用主との間に指揮命令関係がある請負とは異なり、派遣先においてその指揮命令の下で業務提供を行い、派遣元と雇用契約を結んで賃金を受け取るという関係になります。このような労働者派遣には、派遣元に派遣労働者が常用雇用される「常用型」と、派遣元に派遣労働者が登録をする「登録型」との2種類のものがあり、労働者派遣法により規制され、派遣先事業主および派遣元事業主の責任を明確にするとともに派遣労働者の保護が図られています。当初、労働者派遣で

きる対象業務は16種が認められていましたが、その後26種へと拡大し、平成11年12月の法改正により、禁止業務（港湾運送・建設、警備等）以外の業務すべてについて労働者派遣を行うことができるというネガティブ・リスト方式が採用されました。そして、正社員の代替化を防止するという見地から、従来の26種の専門業務以外については、派遣就業の一定場所ごとの同一業務につき派遣可能期間を制限する等厳しいハードルが設けられました。

2. 物の製造業務への労働者派遣
物の製造業務への労働者派遣については禁止されていましたが、平成16年3月施行の改正労働者派遣法によって、適用対象業務となりました。製造業務への労働者派遣が認められたことに伴い、派遣元事業主および派遣先事業主は安全衛生確保という見地から責任者を選任し労働者の安全衛生に関する業務を担当させることが求められています。また、派遣可能期間については、26専門業務は期間制限なしで、それ以外の業務は派遣可能期間を制限されますが（40条の2第1項）、派遣先が、当該派遣先事業場の労働者の過半数組織組合または過半数代表者の意見を聴いて、派遣可能期間をあらかじめ1年を超え3年までの期間で定めることができ、その定めをしない場合は派遣可能期間は1年となるとされています（同条2項〜4項）。

3. 派遣労働の留意点
日雇い派遣は、平成24年改正派遣法により原則禁止となりました（35条の3）。また、派遣労働者の賃金等の決定に当たり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮しなければなりません（30条の2）。
また、派遣契約を中途解除する場合、派遣元および派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当の支払いに要する費用負担等の措置をとらなければなりません（28条、29条の2）。
なお、マージン率等の情報化が義務づけられました（23条5項）。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.